愛知県立高等学校学則及び愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校学則及び愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年3月25日提出

教育長 野 村 道 朗

説明

この案を提出するのは、愛知県立学校条例の一部改正に基づき、所要の改正 を行う必要があるからである。 愛知県立高等学校学則及び愛知県立高等学校通信制の課程に関する 規則の一部改正の概要

### 1 改正の概要

- (1) 愛知県立高等学校への入学の許可を受けた者から徴収する授業料に係る規定及び愛知県立高等学校への併修の許可を受けた者から徴収する受講料に係る規定を整備する。
- (2) 愛知県立高等学校通信制課程への入学の許可を受けた者から徴収する授業料に係る規定及び愛知県立高等学校通信制課程への併修の許可を受けた者から徴収する受講料に係る規定を整備する。

## 2 改正理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正(平成25年12月4日公布、平成26年4月1日施行)に伴い、愛知県立学校条例において高等学校への入学の許可を受けた者(専攻科の生徒を除く。)から授業料(受講料を含む。)を徴収することとする改正を行うため、所要の改正が必要となった。

#### 3 改正内容

(1) 愛知県立高等学校学則の一部改正

授業料を徴収する者を「専攻科の生徒」から「生徒」に改める。 愛知県立高等学校への併修の許可を受けた者から徴収する受講料に 係る規定を設ける。

(2) 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正

愛知県立高等学校通信制課程への入学の許可を受けた者から徴収する授業料に係る規定及び愛知県立高等学校通信制課程への併修の許可を受けた者から徴収する受講料に係る規定を設ける。

愛知県立高等学校通信制課程の聴講生に係る規定を設ける。

#### 4 施行期日

平成26年4月1日

規則をここに 愛 知県立高等学校学則及び愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部を改正する 公布する。

ア戈ニトトF三月ニトし

平成二十六年三月二十八日

愛知県教育委員会委員長 豊島 半

七

愛知県教育委員会規則第三号

愛知県立高等学校学則及び愛知県立高等学校通信 制 の 課程に関する 規則 の 部を改正

する規則

(愛知県立高等学校学則の一部改正)

第一条 愛知県立高等学校学則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第二号) の 一部を次の

ように改正する。

第六条第一項中 高等学校に」 の 下 に 生徒として」を加え、 同条第三項中  $\neg$ 受けた者

の下に「で生徒であるもの」を加える。

第七条中「専攻科の」を削る。

第八条に次の一項を加える。

4 前項の 規 定に より併修を許可された生徒は、 愛知県立学校条例の定めるところに

受講料を納付しなければならない。

(愛知県立高等学校通信 制 の課程に関する規則 の 部改正)

第二条 愛知県立高等学校通信 制の課程に関する規則(昭和三十九年愛知県教育委員会規 則

第四号)の一部を次のように改正する。

第九条中 実施 校 آت ا の下に「生徒とし 7 を加え、「手続き」 を「手続」 に 改 め

第十四条中 の下に「で生徒であるもの」 を加える。

第十五条に次の一項を加える。

3 前項の 規 定によ り併修を許可され た生徒は、 愛知県立学校条例の定めるところにより、

受講料を納付しなければならない。

第十五条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(聴講生)

第十七条 実施 校に 聴講 生として 入学しようとする者は、 聴 講願 (様式第四) を当該実施

校の校長に提出しなければならない。

2 前項 の 規定に ょ る聴講願 の提出を受けた校長は、 教 科 科目 の 指導に支障 を 来さ な L١

範囲内に ١J て 聴講生と して 入学を許可することができる。

3 前 の 定によ り聴講生とし て入学を許可 された者は、 愛知県立学校条 例 の 定 め る

入学料及び聴講料 を納付 な けれ ばならな

4 実施校の 校 長は 聴講生とし て実施校の特定の科目を履修し たと認めた者に聴講証書

(様式第五)を与えるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

5

(授業料)

第十五条 入学を許可された者で生徒であるものは、 愛知県立学校条例の定めるところに

より、 授業料を納付しなければならない。

様式第二中 様式第一中 樣式第三中 様式第3 様式第2 様式第1 を を を 様式第3(第16条関係) 様式第2(第11条関係) 様式第1 (第11条関係) に改め、 に改める。 に改める。 同様式の次に次の二様式を加える。

様式第5(第17条関係)

附

則

を証する 割印 右は本校通信制の課程における科目( 第 年 校 月 印 愛知県立 聴 号 日 高等学校長 講 証 氏 書 年氏 )を履修したこと 月 名印 日 生名

様式第4(第17条関係)

	聴	講	願				
					年	月	日
愛知県立	高等学校長	殿					
			氏	名			印
			生年	月日			
私は、貴校通信制のす。	課程において	下記の教科	・科目を	聴講し	たいの	でお願	いしま
		記					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 愛知県立高等学校学則及び愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の制定による関係規則の一部攻圧新旧対照表

愛知県立高等学校学則の一部改正新旧対照表

摇

( < 沙 : ( )

第六条 高等学校に生徒として入学しようとする者は、入学願書を校 長に提出しなければならない。

3 人学の許可を受けた者で生徒であるものは、愛知県立学校条例 (昭和三十九年愛知県条例第二十五号)の定めるところにより、人 学科を納付しなければならない。

( 版辦菜)

第七条 人学の許可を受けた者で生徒であるものは、愛知県立学校条一 例の定めるところにより、授業料を納付しなければならない。

( 年 例 )

第八条 --~ 8 路

4 前項の規定により併修を許可された生徒は、愛知県立学校条例の 定めるところにより、受講料を納付しなければならない。

Ш

(人沙卅號)

第六条 高等学校に入学しようとする者は、入学願書を校長に提出し なければならない。

3 入学の許可を受けた者は、愛知県立学校条例(昭和三十九年愛知 県条例第二十五号)の定めるところにより、入学料を納付しなけれ ばならない。

第七条 人学の許可を受けた者で<u>専攻科の</u>生徒であるものは、愛知県 立学校条例の定めるところにより、授業料を納付しなければならな

( 年 例 )

第八条 ~~ 8 略

愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正新旧対照表

摋

(州)

その他実施校の校長の定める手続をとらなければならない。

第十四条 人学を許可された者で生徒であるものは、愛知県立学校条一第十四条 人学を許可された者は、愛知県立学校条例(昭和三十九年

Ш

(州)

第九条 実施校に生徒として入学しようとする者は、入学願書の提出一第九条 実施校に入学しようとする者は、入学願書の提出その他実施 校の校長の定める手続きをとらなければならない。

人学料を納付しなければならない。例(昭和三十九年愛知県条例第二十五号)の定めるところにより、

( 取業菜 )

(定時制課程との併修) 例の定めるところにより、授業料を納付しなければならない。 第十五条 人学を許可された者で生徒であるものは、愛知県立学校条

第十六条 1及び2 略

- (時講生)定めるところにより、受講料を納付しなければならない。□ 前項の規定により併修を許可された生徒は、愛知県立学校条例の
- (様式第四)を当該実施校の校長に提出しなければならない。第十七条 実施校に聴講生として入学しようとする者は、聴講願
- することができる。 指導に支障を来さない範囲内において、聴講生として入学を許可り 前項の規定による聴講願の提出を受けた校長は、教科・科目の
- ければならない。 立学校条例の定めるところにより、入学料及び聴講料を納付しなる 同項の規定により聴講生として入学を許可された者は、愛知県
- 規定を準用する。 聴講生については、この条に定めるもののほか、生徒に関する

ければならない。愛知県条例第二十五号)の定めるところにより、入学料を納付しな

第十五条 - 及び2 路(定時制課程との併修)

樣式第 1 (第11条関係) 樣式第 2 (第11条関係) 樣式第 3 (第16条関係) 樣式第 4 (第17条関係)

聴 講 願

年 月 日

愛知県立 高等学校長 殿

氏 名 印

生年月日

私は、貴校通信制の課程において下記の教科・科目を聴講したいのでお願いします。

記

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 様式第1
- 様式第2
- 様式第3

様式第5(第17条関係)

	, 20120100				
第	割印	年	とを証する	校	
号	愛知県立	月日	を証する 右は本校通信制の課程における科目 (	ED	聴
	高等学校長		住における		講
	·校 長 氏		る科目(		証
			$\overline{}$	年氏	書
	名 印		を履修したこ	月 日 生名	